

特定個人情報の保護に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1条 この契約において、特定個人情報の取扱いを伴う業務を小郡市（以下「発注者」という。）から受注する者（以下「受注者」という。）は、特定個人情報の保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、この特記仕様書に定める事項のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）その他関係法令を遵守し、特定個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者に対し、この契約による業務（以下「受注業務」という。）において取り扱う特定個人情報に関し、受注業務に従事させる者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(特定個人情報取扱規定及び取扱責任者等)

第2条 受注者は、特定個人情報の取扱いに関する規定類を整備し、受注業務に従事する者に遵守させなければならない。

2 受注者は、受注業務に係る特定個人情報の取扱いの作業責任者（以下「取扱責任者」という。）及び作業従事者（以下「取扱従事者」という。）を定め、取扱責任者等届出書（別紙1）（以下「届出書」という。）により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、前項本文の規定により届け出た取扱責任者及び取扱従事者を変更したときについても、届出書により遅滞なく発注者に報告するものとする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、受注業務の遂行のため特定個人情報を処理する場所（以下「作業場所」という。）を定め、届出書により発注者に報告しなければならない。ただし、業務の性質上その他正当な理由により、作業場所を定めることができない場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の場合において、特定個人情報の保管方法その他の特定個人情報漏えい防止のための措置について発注者に報告し、承認を得なければならない。

3 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に届出書により発注者に報告し、承認を得なければならない。

(従事者の監督)

第4条 受注者は、取扱従事者に対し、当該業務に従事している間だけでなく、その後においても当該業務に関し知り得た特定個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、取扱従事者全員に対し、特定個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書における取扱従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の

適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない

3 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

4 受注者は、秘密保持に関する誓約書（別紙2）を取扱責任者及び取扱従事者から徴し、発注者に提出しなければならない。

（適正な管理）

第5条 受注者は、受注業務の遂行のため、発注者から特定個人情報の貸与又は提供を受けようとするときは、特定個人情報受領書（別紙3）を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、受注業務において利用する特定個人情報を保持している間は、ガイドラインに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号に定めるところにより、適切に特定個人情報を管理し、取り扱わなければならない。

（1）施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理が可能な保管室で嚴重に特定個人情報を保管すること。

（2）特定個人情報を電磁的記録として保管する場合は、当該電磁的記録の媒体（当該電磁的記録の保全のため、複製物を作成している場合の当該複製物を含む。）の保管状況及び記録された情報の正確性について、定期的に点検すること。

（3）特定個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「特定個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

（4）発注者の指示又は承認がある場合を除き、特定個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

（5）特定個人情報を移送する必要がある場合は、当該移送について記録し、紛失又は盗難を防ぐ措置を講ずること。

（6）ファクシミリにより特定個人情報を移送しないこと。

（7）特定個人情報の電磁的記録を移送し、又は作業場所外へ持ち出す場合は、当該電磁的記録の情報の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（8）当該業務を処理する情報機器に、業務に関係のないソフトウェアを導入しないこと。

（9）アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止を行うこと。

（10）私用の情報機器や外部記録媒体その他の私用物を作業場所に持ち込み、又は個人情報を扱う作業に使用しないこと。ただし、やむを得ない場合は、事前に発注者の許可を得ること。

（収集の制限）

第6条 受注者は、受注業務を処理するために特定個人情報等を収集するときは、本委託業務の目的の範囲を超えた特定個人情報等を収集してはならない。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承認があった場合を除き、受注業務の処理に係る特定個人情報を当該業務以外の目的で利用してはならない。

2 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承認があった場合を除き、受注業務の処理に係る特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(特定個人情報の複写又は複製の制限)

第8条 受注者は、受注業務を処理するに当たって、発注者から提供された特定個人情報が記録された書類又は外部記録媒体を複写し、又は複製してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承認があった場合は、作業場所の中で、かつ、業務に必要最小限の範囲で当該複写又は複製を行うことができる。

(再委託)

第9条 受注者は、特定個人情報取扱業務を自ら処理するものとし、第三者に処理させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項ただし書の規定により特定個人情報取扱業務の一部又は全部を第三者に委託する場合は、当該第三者（以下「再受注者」という。）の当該業務に関する行為及びその結果について、発注者に対し、全ての責任を負うものとする。

3 受注者は、特定個人情報取扱業務の一部又は全部を再受注者に委託し、又は請け負わせる場合は、受注者及び再受注者がこの特記仕様書の定めを遵守するために必要な事項及び発注者の指示する事項について、再受注者と書面により約定しなければならない。

4 受注者は、再受注者との約定において、再受注者に対する管理並びに監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、第3項の約定において、受注業務の遂行のため発注者が提供し、又は受注者若しくは再受注者が収集した特定個人情報の処理を再受注者が別の第三者に委託することを例外なく禁止しなければならない。

(事故時の対応)

第10条 受注者は、受注業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 受注者は、特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、あらかじめ緊急時対応手順を定めておかなければならない。

3 発注者は、受注業務に関し特定個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表するものとする。

(特定個人情報の返還又は廃棄)

第11条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、受注業務の遂行のため発注者から借用し、若しくは提供を受け、若しくは自らが収集し、複写し、複製し、若しくは作成した特定個人情報の書類又は電磁的記録について、発注者が指定する方法により、返還し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、当該特定個人情報の書類又は電磁的記録を、契約の終了後も期限を決めて引き続き受注者が保持することを別に定めた場合は、この限りでない。

2 受注者は、特定個人情報の消去又は廃棄に際し発注者が立会いを求めた場合は、これに応じなければならない。

3 受注者は、受注業務において利用した特定個人情報を電磁的に記録した媒体を廃棄する場合は、当該媒体の物理的な破壊その他当該特定個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、前3項の規定による消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の方法を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

(報告)

第12条 受注者は、発注者から、特定個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13条 発注者は、受注業務に係る特定個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の規定に基づき必要な措置が講じられていることについて検証及び確認をするため、受注者及び再受注者に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は受注業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除)

第14条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を履行しない場合は、本委託業務契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害が発生した場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第15条 受注者の故意又は過失にかかわらず、受注者が本特記仕様書の規定に違反し、又は本特記仕様書の義務を怠ったことにより、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は、その損害を賠償しなければならない。